



# ロータリー 青少年保護の手引き

「ロータリー青少年保護の手引き」は、安全かつ安心な環境で青少年がロータリープログラムや活動に参加できるようにするための、総合的な手引きです。地区の青少年を守るための効果的な手続きを作成・実施・維持するためのガイドラインも含まれています。この手引きの内容は、地元の法令に合わせて適宜変更し、地元で作成された研修資料と併せてご利用ください。

地区ガバナー、地区青少年保護役員、そしてインターアクト、RYLA、ロータリー青少年交換にたずさわるすべてのクラブ・地区リーダーはこの手引きをご参照ください。また、青少年や社会的に弱い立場にある人びとが関与する活動の際にも、この手引きを参考にしてください。

この手引きは、ロータリアンの実際の活動や経験に基づくベストプラクティスを反映しています。本文中で言及する方針は、ロータリー章典に詳しく記載されています。国際ロータリー理事会による決定は、本書に記載された情報に優先します。

## 目次

<b>1 意識向上と虐待防止</b>	<b>1</b>
青少年と接する際の行動規範に関する声明	1
虐待とハラスメントへの認識と対応	2
<b>2 リーダーと役員</b>	<b>4</b>
地区ガバナー	4
地区プログラム委員長	4
地区青少年保護役員	5
クラブの会長、各種プログラム委員長、その他の役員	5
そのほかのクラブの役割	5
<b>3 青少年保護の手順</b>	<b>6</b>
ボランティアの選考と審査	6
ボランティアの研修	8
参加者への支援	8
文書保管および機密情報管理	8
法人化と保険	8
青少年の旅行	9
インターネットの安全性	9
危機管理	10
申し立てへの対応と事態解決のための措置	11
<b>補遺資料A 地区青少年保護方針の見本</b>	<b>13</b>
<b>補遺資料B 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針の見本</b>	<b>19</b>
<b>補遺資料C 青少年プログラムボランティア申込書の見本</b>	<b>23</b>
<b>補遺資料D 参考資料</b>	<b>29</b>

# 1 意識向上と虐待防止

ロータリーは長年にわたって青少年への奉仕を行ってきました。毎年、30万人を超える青少年が、インターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) などのロータリープログラムに参加しています。さらに、数多くのクラブや地区が行うメンタリング (個人指導) プログラム、予防接種活動、職業訓練プログラム、識字率向上プロジェクトなどのさまざまな活動は、若者や社会的に弱い立場の人びとを支援することを目的としています。

しかし、残念ながら、どのような団体やプログラムでも虐待の問題が絶対に起こらないとは言えず、最も安全と思われるような状況でさえもこうした問題は起こりうるのです。犯罪者は、児童や未成年者に簡単に近づくことのできる指導者やコーチなどの役割に就くチャンスを探しています。青少年との活動に熱心な大人の多くは、自分たちに寄せられた信頼を悪用しようとする人がいるなど思いもみません。国際ロータリーは、青少年保護を非常に重大な責任として受けとめています。虐待を防ぎ、虐待があった際に適切な対応を直ちに取れるような安全な環境をつくれるかどうかは、ロータリアンにかかっています。

## 青少年と接する際の行動規範に関する声明

この行動声明は、青少年と活動するあらゆる状況でロータリアンが守るべき基本的な原則を規定しています。

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

この原則は、地区、クラブ、あらゆるレベルに属するロータリアンやその他ボランティアに適用され、資料やプログラム作成、両親や保護者への連絡など、ロータリーにおけるありとあらゆる局面で守るべきものです。

ロータリーは「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を強化するために、青少年の安全を何より優先する方針を追加しました。これらの方針は、地区やクラブが地元の青少年保護法や手続を順守し、懸念事項や問題が発生した際の対応方法を定めることを求めるもので、青少年が参加するあらゆる活動やプログラムに適用されます。

ロータリー青少年交換プログラムでは、プログラム独自のリスクに対応するための方針が設けられています。地区認定のプロセスでさらに安全対策を講じており、地区間での一貫性を高めようとしています。地区がロータリー青少年交換に参加するには、**ロータリー章典**の青少年保護および青少年交換の項目に記載された認定条件をすべて順守していることを証明しなければなりません。認定条件の詳細については、[youthexchange@rotary.org](mailto:youthexchange@rotary.org)にお問い合わせください。

細かい配慮の行き届いた手続を定め、指針を順守してはじめて、プログラム参加者とボランティアの両方が守られ、プログラムがその使命と目的を果たすことができます。地区レベルでは地区青少年保護方針を定め、クラブレベルでも同様の管理を行うことで、ロータリーの青少年保護へのコミットメントを体現し、虐待の発生を予防、またはその影響を減らし、青少年プログラムを守り、参加者とその家族からの信頼を得ることができるのです。

この手引では各用語を以下のような意味で使っています。

**ボランティア**：監督者の有無にかかわらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人のこと。

青少年交換の場合、ボランティアには以下の人びとが含まれます：クラブおよび地区の青少年交換役員と委員、ロータリアンのカウンセラー、活動や外出において学生と行動をともにする、または学生と同行する人（ロータリアンであるなしを問わない）とその配偶者、ホストファミリーなど同居している成人。

**青少年プログラム参加者**：成年・未成年を問わず、ロータリー青少年プログラムに参加する人。

## 虐待とハラスメントへの認識と対応

大人が問題を認識しない、または友人や知人、ボランティア仲間、青少年と接する専門家を潜在的な児童虐待者だと思いたくないために、青少年の虐待やハラスメントが放置されてしまうことがあります。虐待やハラスメントが起こりうる可能性を意識し、常に注意を払っていなければ、青少年を守ることはできません。青少年と活動するすべてのロータリアンとボランティアは、虐待やハラスメントとは何であるかを十分に理解しておく必要があります。

### 虐待とハラスメントの定義

**精神的または言葉による虐待**：他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられます。

**肉体的虐待**：痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

**放置（ネグレクト）**：青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療を提供しないこと。

**性的虐待**：単独または同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、強制的に間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。成人と未成年者の間におけるいかなる性的行動も性的虐待とみなされます。性的虐待の例には、のぞき見の行為、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれます。

**性的ハラスメント**：同意したくない、または同意できない相手に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは身体的言動。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なづけたりするために用いられる場合があります。性的ハラスメントには次のような例があります。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的行動
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、および性的示唆や侮辱を含む言葉

青少年による虐待的、または暴力的な行動は、無視してはならない深刻な問題です。プログラム参加者やその他の青少年（ホストファミリーの兄弟姉妹やRYLAのカウンセラーなど）は行動の責任を問われず。

### 虐待とハラスメントの兆候

ロータリー青少年プログラムに参加するロータリアン、ロータリアン以外のボランティア、そして青少年参加者の両親は、虐待やハラスメントの危険信号を示す以下のような身体的変化または行動の変化に気づく必要があります。これらの多くは思春期によく見られる行動、または家族と離れてホームシックになりながら外国で暮らすことによる自然な反応であるとも考えられます。参加者の日常生活に頻繁にかかわっている成人は、虐待の兆候である行動や身体的な変化にほかの人たちよりも気づきやすく、兆候なのかどうかを判断できる立場にいます。

**身体的な変化**：繰り返しのけが、または事故の説明と一致しないけが

**不安感**：極度の不安感の訴え、強迫性の行動パターン、特定の場所・人物・行動への恐怖心、特定の人物とふたりきりになることを嫌がるそぶり、悪夢などの睡眠障害

**食生活や身体イメージの変化**：摂食障害を含む、またはそれにつながる歪んだ身体イメージ

**ふさぎこみ:** 過度の号泣、極端に激しい感情の起伏、自尊心の低下、自傷、自殺のほめかしや未遂行為

**非行:** 犯罪的行為、権威に対する反抗、脱走、成績の低下、薬物やアルコールの使用

**引きこもり:** 学校での問題行動、課外活動に参加しながらない様子、抑圧、友達づきあいの問題、孤立

**攻撃性:** 仲間や大人、ペットに対する過度に攻撃的な言動

**年相応ではない行動:** 性的な奔放さや、性または性行為についての写実的な知識

年少の被害者に共通してみられる行動は、規律の問題とみなされ、被害者がロータリープログラムから除名されてしまうこともあります。しかし、「問題児」のレッテルを貼られた青少年が、実際には大人または仲間に虐待を受けていた可能性があります。虐待ではないかと思ったら、その子と一緒にいるようにして、行動が変化した理由を見つけてください。場合によっては、思春期の子どもたちを専門とする精神衛生の専門家と話しあいの場を設けることもできるでしょう。

## 虐待とハラスメントの特徴

虐待とハラスメントのパターンを知ることで、潜在的な問題や、今起こっている、または過去に起こった犯罪を察知することができます。

典型的な虐待者は社会にうまく溶けこんでいます。

- 年齢、経済状態、地域社会における地位、人種、性別、知的能力によって特定できません。
- 被害者が信頼している知人によって虐待がおこなわれるケースも数多くあります。
- 加害者が男性の場合もあれば女性の場合もあり、また、身体的・精神的・性的な虐待とハラスメントの被害者も性別を問いません。
- 青少年が加害者である場合もあります。

虐待は誰にでも起こりえますが、加害者は無作為におこなっているわけでもありません。

- 性的虐待の被害者を慎重に選んだうえで、巧妙な手口で操ります。
- そのため青少年の近くにいられる立場を手に入れようとすることもあります。親密な関係をつくるために、ほかのボランティアを排除して、狙いを定めた被害者に自分だけが近づける状況をつくりだします。

虐待は必ずしもすぐに気づけるものではありません。

- 身体的な虐待の兆候は誰かが気づく前に治癒することもあります。一般的な行動面や精神面での兆候が見られないこともあります。
- 知人が加害者であるとはとても信じられないため、十分な調査をしないで虐待の告発をしりぞけてしまう人も多くいます。

虐待やハラスメントが疑われるケースの大多数が申告されません。

- 子どもたちは虐待の事実を言いたてたり誇張したりするよりも、できるだけ控え目に言ったり否定したりするものです。
- 自分が悪いと思いこんでいるか、後でどうなるかが怖いために、被害にあったことを誰にも言わないことがあります。
- 男性は自責の念や社会的烙印、信じてもらえないこと、もしくは特殊な性癖をもっていると思われることを恐れて、虐待の事実を報告しない傾向にあります。
- 大人になるまで報告しない場合もあります。
- 特定され、起訴に至る児童虐待者の数は少ないのが現状です。

## ② リーダーと役員

子どもの安全を重視した環境づくりには有能なリーダーが欠かせません。青少年の保護は青少年プログラムにかかわるすべての大人の義務ではありますが、国際ロータリーと地区の方針の順守は、特に地区ガバナー、各種地区プログラム委員長、地区青少年保護役員、クラブ会長、クラブ青少年プログラム委員長による徹底した監督にかかっています。これらのリーダーが連携して、青少年の安全に対する人びとの意識を高め、青少年保護の手順を作成、実施するべきです。

### 地区ガバナー

地区ガバナーは青少年プログラムを含むすべての地区プログラムの監督と管理に責任を負います。地区委員長とその他のボランティアはガバナーの監督下にあります。青少年プログラムのデリケートな性質を考えると、地区ガバナーは、選出されてから就任するまでの期間に、地区が参加するプログラムをできるだけ把握しておくのがよいでしょう。

地区ガバナーは以下の責任を負います。

- ロータリー青少年交換を含むすべての青少年プログラムについて、ロータリー章典に従う青少年保護方針が地区に備わっていることを確認する。これらの方針が地元の法令を順守していることを弁護士に確認してもらう。
- 地区委員会と協力して、地区全体で方針が守られるようにする。また、虐待またはハラスメントのすべての申し立てとその他のリスクに対して、適切な対応が取られるようにする。
- 青少年プログラムの責任がほかの地区役員やクラブ役員に委任されている場合でも、必要であれば介入してプログラムを直接管理する。
- 青少年保護の違反と直接関連しなくても、ボランティアに対する訴訟や有罪判決を精査する委員会またはプロセスを確立する。このような精査を通じて、ボランティアが青少年と関わる資格をもたないことが判明する場合がある。

### 地区プログラム委員長

地区ガバナーは毎年、地区が参加する各青少年プログラムの委員長を任命または再任すべきです。プログラム委員長はクラブと地区レベルでの活動を監督、指揮するとともに、クラブ/地区の窓口となります。委員長の任期を複数年とすることができますが、一貫した管理を行うには、効果的な後継者育成プランを立てることが重要です。

特に、地区青少年プログラム委員長には以下が求められます。

- 国際ロータリーと地区のあらゆる青少年保護方針およびプログラム運営について熟知し、地区とクラブのプログラムが方針の要件を必ず満たすようにする。
- クラブでの研修、参加者の審査と選考、プログラムの詳細な計画、リスク管理を支援する。
- 青少年のための支援体勢を築き、青少年が問題を報告し、適切に対処できるように支える。
- 国内外の関係者にプログラムでの課題や成果を伝え、クラブ間の連絡窓口となる。
- 地区の青少年保護役員（またはガバナー）と連携して、虐待、ハラスメント、危機のあらゆる申し立てに対し、即座かつ十分に対応する。
- 青少年プログラムの活動について、地区ガバナーに常に報告を行う。

プログラム委員長が青少年活動について助言を得ることができるよう、地区に顧問的な役職を委員会に設けることが推奨されています。この役職は、地区の正式な役職であってもなくてもかまいません。

### 効果的な後継者育成計画

地区ガバナーが委員を任命する際には、継続性を念頭に入れなければなりません。青少年プログラムの運営には特別な知識と経験が必要なため、経験豊かな委員のノウハウを活かして委員会内でリーダーを育成できます。前任者と後任者が重なる時期を設けるなど、リーダー後継者育成計画を作成して、重要な手続きや方針に関する知識の引き継ぎをしっかりと行いましょう。

## 地区青少年保護役員

あらゆる青少年プログラムが安全に運営されるよう、地区ガバナーが青少年保護役員を任命することが強く勧められています。この役員は、虐待、ハラスメント、その他のリスクや危機について担当します。カウンセリング、ソーシャルワーク、法律、子どもの発育といった分野の専門知識をもつ人が役員を務めるべきです。

青少年保護役員には以下の役割があります。

- 青少年保護に関連した法律の変更、および国際ロータリーの方針の変更に注意し、変更があればガバナーと地区プログラム委員長に報告する。
- 地区およびクラブと協力し、すべてのロータリアンに青少年保護の義務について指導する。
- あらゆる青少年プログラムにおいてロータリーの方針と国の法律に従って適切な審査が行われていることを確認する。
- ロータリアンとそのほかのボランティアの選考を監督し、ボランティアの適切な選考記録を残す。
- ロータリアンやそのほかのボランティア、および青少年プログラム参加者とその両親に対して、適切な研修が実施されるようにする。
- 申し立てがあれば、適切に対処されるよう監督し、すべての関係者の利益を守る。
- あらゆる虐待、ハラスメント、その他の危機に関して、記録を保持する。

大地震や列車の衝突事故、テロ事件、社会騒乱、学校での銃乱射や殺傷事件など、時に想定外の事件が起こることもあります。青少年保護役員はこういった緊急事態に地区が何をすべきか、プログラム参加者の安全を守るため、参加者の親や法的保護者など、必要な連絡をどう行うべきかを検討しておく必要があります。

## クラブの会長、各種プログラム委員長、その他の役員

ロータリークラブの青少年活動の運営は、会長が全体的な責任を負い、委員会が会長を支援します。会長および委員会を以下を行います。

- クラブと地区のあらゆる青少年保護方針とプログラム運営方針を熟知し、方針と要件が必ず守られるようにする。
- 必要な研修、審査、計画、リスク管理を行う。
- 青少年プログラム参加者と定期的に会い／連絡し、感想を聞く。
- 地区の青少年プログラム委員長および地区青少年保護役員と連携し、虐待、ハラスメント、その他のあらゆる申し立てに対して、即座かつ適切に対応する。

## そのほかのクラブの役割

青少年のために安全な環境を作ることは、クラブ会長だけの仕事ではありません。各クラブにおける役割分担は、プログラムのニーズやクラブ委員会の構成により異なりますが、クラブ青少年交換役員、ロータリアンカウンセラー、インターアクトアドバイザー、RYLAボランティアなどがこの役割を担います。

地区の手順、国際ロータリーの方針、および国の法律など、あらゆる青少年保護方針をしっかりと順守するには、クラブ全体で青少年プログラムを支援し、効果的に管理する必要があります。クラブレベルのボランティアとプログラム役員は全員、ロータリーと地区の方針を理解していなければなりません。また、青少年保護に関する懸念があれば、クラブ会長と協力して、地区リーダーおよび（または）地元警察に直ちに伝えなくてはなりません。性的虐待またはハラスメントに関連した罪を自ら認めた人、または有罪判決を受けた人は、その犯罪が何年も前であっても、被害者が成人であったとしても、ロータリーの会員になる資格はありません。

## 国際ロータリー職員

国際ロータリー事務局の職員は、インターアクト、RYLA、ロータリー青少年交換を実施する地区をサポートし、青少年保護の問題に関して地区とクラブをお手伝いします。

事務局の役割は、ロータリー方針の遵守、地区間の連携、地元警察への報告などを援助することです。

国際ロータリーの方針に関する質問や、メディアへ対応については、Eメール ([youthprotection@rotary.org](mailto:youthprotection@rotary.org)) でお問い合わせください。

## 3 青少年保護の手順

青少年プログラムに参加するロータリー地区は、ロータリー章典および「青少年と接する際の行動規範に関する声明」に沿った手順と方針を立案しなければなりません。これには、ロータリーの経費で青少年が旅行する際の指針も含まれます（詳細は15-16ページに記載）。

地区は青少年保護方針をひとつ立案し、それをすべての青少年プログラムに適用させることを考えるかもしれませんが、プログラムごとに考慮しなければならない独自の側面もあります。例えばロータリー青少年交換では、地区がプログラムに参加する条件として、国際ロータリーの認定を得る必要があります（ロータリー章典の青少年交換の項目を参照のこと）。

青少年プログラムの方針は、重要な青少年保護手順のみでなく、プログラム運営の全般的な指針も含め、すべてのボランティアとプログラム参加者が自分たちに求められることを十分に理解できるようにしましょう。地区青少年保護方針では、予想されるリスクをすべて盛り込んでおくべきです。プログラムと関連したリスクには何があるかを考え、リスク軽減の計画も併せて検討しましょう。国際ロータリーの方針に沿って青少年プログラムを運営するためにロータリアンが知っておくべきことは何かを判断し、そのための研修を実施しましょう。

効果的な地区青少年保護方針には以下が含まれます。

- ロータリーの「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を含む方針声明
- クラブが地区と国際ロータリーの方針と要件を確実に順守するための手順
- ボランティアの審査と選別のための基準と手順
- 青少年と接するボランティアの研修方法
- 参加者のための支援ネットワークとリソース
- プログラム資料の管理と部外秘文書の保管方法

- 虐待とハラスメントの申し立て、ならびに確定した事件の報告と調査の指針
- 連絡網や連絡手段など、危機管理の手順
- 電子データの保管、ならびにボランティアと参加者の個人情報の保管に関する方針
- 青少年の旅行に関連するリスクの管理方法

各ロータリー地区は、すべてのクラブがロータリーの方針と国の法律を順守するようにする責任を負います。方針や法律への違反があった場合、クラブ加盟の取り消しまたは地区の全プログラムの活動停止など、深刻な結果を招くことになります。

地区青少年保護方針の見本（補遺資料A）を必ずご参照ください。方針は青少年プログラムの種類と規模、また地元の適用法により異なります。プログラムの運営に影響を及ぼす法令を十分に検討し、必要な情報はすべて地区の方針に組みこみましょう。

### ボランティアの選考と審査

どのようなボランティア審査の方法を用いても、虐待とハラスメントの可能性をゼロにすることはできません。しかし、徹底した審査によって、過去に不適切な行動があったボランティア応募者を特定したり、そのような人からの応募を受け付けないなど、青少年の親がもつ懸念を和らげることができます。審査のレベルは以下の要素によって変わります。

- ボランティアの**役職**（青少年プログラムと参加者の福利に関して直接的な権限を有する立場にあるかどうか、など）
- 参加者と接する**頻度**（例：偶発的、まれ、定期的、かなり頻繁、など）
- **接触の種類**（グループでの交流か、監督なしでの一对一の接触か、など）

例えば、青少年交換のホストファミリーは、地元小学校で集団活動のボランティアを行う人よりも、ずっと厳しい審査を受けます。法令によっては、泊りの活動に関わるボランティアには犯罪歴調査などの審査が義務づけられる場合もあります。地元の弁護

士や法律専門家、青少年団体などに、地元でどの程度の配慮が求められているのかを確認しておきましょう。

青少年がかかわるすべての活動において適切な審査を行うことが強く奨励されていますが、大人（ロータリアンとノンロータリアン）が監督なしで青少年と頻繁に接触をもつような活動では、総合的な審査が欠かせません。このため、クラブまたは地区のロータリー青少年交換委員、ホストファミリーおよび同居する成人、ロータリアンカウンセラー、交換学生と個人的に近い関係となる可能性のあるその他のすべての大人には、以下が求められます。

**申込書:** 補遺資料Cの申込書見本を地区ごとにアレンジしてお使いください。申込書には本人の連絡先、身元保証人、虐待やハラスメントに関して過去の犯罪歴がないこと、または現在起訴されていないことを示す声明、虐待やハラスメントに関する過去の容疑を説明する項目、署名入りの免責同意書、クラブか地区による犯罪歴調査実施の免責同意書または申込者本人による犯罪歴調査書入手の意思表示が含まれるべきです。また、任務に関する専門知識や青少年との活動経験についての質問を含めることも検討してください。

**個人面談:** 青少年活動を専門とする職業についている人、またはロータリーの青少年プログラムでの活動経験を有するロータリアンが、質問リストに沿って面談を実施すべきです。

**身元調査:** 身元調査は、身元保証人への電話や面会により行います。標準的な質問項目には、1) いつ頃から、どのような関係で申込者を知っているのか、2) 青少年との活動に従事する十分な資格が申込者にあると思うか、3) 申込者が青少年プログラムにボランティアとして参加することに懸念があるどうか、などを含めます。

少なくとも三名の身元保証人に問いあわせることをお勧めします。申込者の親族は身元保証人として認められず、ロータリアンは1名まで認められます。問いあわせの日付と各質問に対する回答を記録しておきます。

**犯罪歴調査:** 罪を犯す可能性のある人を避け、また犯罪歴のある人をプログラムから排除するため、犯罪歴調査は青少年保護方針において重要な役割を果たします。青少年奉仕団体の多くは、監督なしで青少年と接する機会のないプログラムでさえも、青少年と接する成人ボランティアすべてに対する犯罪歴調査を義務づけています。

ただし、ボランティアの身元調査を第三者が行うことが地元の法令によって禁止されている場合もあります。そういう場合、ボランティア自身が身元調査を依頼し、詳細な書類をクラブまたは地区に提供することも可能かもしれませんが、いかなる手段をもってしても犯罪歴調査の実施が法的に不可能である場合、犯罪歴調査に代わる審査、監督方法を用いてください。例えば、参加

者との接触の監督を強化する、身元調査を追加で実施する、より徹底した面談を行う、申込書で青少年プログラムの経験やボランティアの役職への適性についての記入欄を増やす、などが挙げられます。

**自宅訪問:** 青少年交換学生を迎えるホストファミリーには、交換プログラムの実施前、実施中に、自宅訪問が実施されます。ホストファミリーの日常生活を評価するため、抜き打ちで、または直前まで知らせずに訪問を行うこともあります。

国際ロータリーは性的虐待もしくはハラスメントを自ら認め、有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、青少年プログラムに参加することを禁じています（ロータリー章典の青少年保護の項目）。各地区は、ほかにどのような容疑や有罪判決を受けた人にボランティアの資格がないのか、法律や慣習に照らして検討してください。例えば、資金や会計がかかわる不正行為で有罪判決を受けた人は、地区資金に関わる役割を担うべきではありません。また、窃盗、詐欺、飲酒運転、薬物使用運転などの犯罪も綿密に調べるべきです。犯罪歴調査の結果に関する争議への対処方法を検討しておくのもよいでしょう。

ロータリーの青少年プログラムにボランティアとして参加することは、権利ではなく特権です。地区とクラブの役員には、定められた基準を満たすボランティアを選ぶ責任があります。ロータリアン、ロータリアンの家族、その他のノンロータリアン（非会員）を含めて、青少年と監督なしで頻繁に接触する大人は、その適性を厳密に審査してください。審査を受けたがらない人は、ロータリーの青少年プログラムに関与すべきではありません。

青少年プログラム参加者との接触の頻度が低い、または間接的な接触しかない大人については、やや略式の審査方法を確認しておきましょう。例えば、青少年交換学生が一晩、あるいは週末を学友宅で過ごす場合などです。このようなことを承認するかどうかは、各地区が法律や慣習に沿って判断してください。

## ボランティアの研修

青少年保護方針がしっかりしていても、ボランティアへの十分な研修が実施されなければ効果がありません。役割ごとに研修プログラムを組み立て、すべての研修に虐待、ハラスメント、リスク防止に関する内容を取り入れてください。研修の頻度や修了書類についての指針も決めておきましょう。

それぞれ地区の文化、方針、その他プログラムの詳細に合わせて、研修内容を決めてください。地区青少年保護役員、地区プログラム委員長、ロータリアンカウンセラーなどの主な役職について詳しい説明を作成して配布すれば、各自の責務を理解し、これを果たすことに同意してもらった上で役割を引きうけてもらえるという利点があります。

## 参加者への支援

ロータリー青少年プログラムの参加者が利用できる支援ネットワークとリソースを整えておきましょう。

**虐待とハラスメントに関する意識:** 青少年が虐待とハラスメントを認識し、必要に応じて問題を報告できるように、年齢に相応した情報を与えるべきです。緊急事態の際にどうすればいいのか、誰に連絡すればいいのかについて情報を提供しておけば、本人と親が安心できます。

**支援リソース:** 主なボランティアや、レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、アルコール・薬物認識向上などの地元の支援サービス、それに関連した支援団体や法的機関の連絡先を教えましょう。緊急時の電話窓口を決めておき、誰かが常時サポートできる体制を整えておいてください。

ロータリー青少年交換では、学生がロータリーの窓口には話せないと感じた時に頼れるように、すぐに連絡が取れる2名のノンロータリアン（男女各1名）を窓口として指定しなければなりません。すべての交換学生に、この同じ2名のノンロータリアンを窓口として知らせてもよいでしょう。この窓口には、学校のカウンセラー、教師、青少年プログラムの元参加者などが考えられます。

虐待や危険な状況を報告した参加者には必ず、参加者の利益を守ることを目的とする独立した法的な助言者をつけましょう。また、必要な場合には、医療機関や精神衛生専門家の診察が受けられるようにします。悩んでいる参加者にプログラムを無理やり続けさせたり、事態について必要以上について話させるべきではありません。

**ロータリアンカウンセラー:** ロータリー青少年交換学生には、受入クラブの会員がカウンセラーとして任命されます（極力同性の会員がカウンセラーとなる）。カウンセラーは、定期的に学生と

連絡を取り、学生とクラブまたは地区リーダー間の連絡係となります。

**元交換学生:** 青少年交換プログラムを修了した帰国学生（しばしばROTEXと呼ばれる）は、新しい環境の中で交換を体験する来日学生にとって素晴らしい支援者かつ助言者となります。出発前の研修と来日学生のオリエンテーションに、帰国した元交換学生にも参加してもらいましょう。

## 文書保管および機密情報管理

研修記録やボランティア審査記録、申し立て報告書など、青少年プログラムの重要書類の取りあつかいと保管の方法は地区が決定します。文書の保管場所（クラブまたは地区）、保管期間、閲覧可能な人など、重要な事項を決めておきましょう。文書の管理・保管についての指針を定めるために、法律を調べたり、弁護士に相談するとよいでしょう。

プライバシー保護のため、極秘情報は、その情報を必要とする人以外は閲覧を制限してください。地区は、身元調査、免責同意書、審査のあらゆる記録を、地区の文書保管方針と法律に従って安全に維持する必要があります。文書保管方針は、何年ものちになって虐待やハラスメントが報告された場合にできるだけ情報が手に入るようなものとしましょう。出訴期限法により記録保持の期間が決まっている場合もあります。申し立てや事件の重要情報はすべて慎重に保管し、リーダー交代により必要な場合のみ共有するようにしてください。

極秘情報には、参加者とボランティアの個人情報や経済的情報、ボランティアの申込書、犯罪歴報告書などが含まれます。こういった情報は、徹底した審査に合格し、プログラム運営上、情報を必要とする人（ホストファミリーの審査を行うクラブ青少年交換役員など）以外には閲覧を許可しないでください。地区のウェブサイトに参加者の連絡先が記載されている場合、かならずパスワードで保護し、適切な役職以外の人は閲覧できないようにしてください。

## 法人化と保険

青少年保護で最も大切なのはプログラム参加者の安全と福利ですが、ボランティアの保護とリスク防止の対策も検討しておく必要があります。

**法人化** 独立した法人を設立することで、地区、ボランティア、そして地区青少年プログラム自体をある程度守ることができます。青少年プログラムは合同または単独で法人組織として設立でき

るほか、単一地区もしくは多地区合同の青少年プログラム団体を合法的な組織として設立することもできます。青少年プログラムを法人化、または多地区合同で法人化することを決定した場合、ガバナー、または任命された代表者がその法人の理事となることが重要です。このような法人に対する地区の権限を保持し、役員を守るため、国際ロータリーは、地区／多地区合同の法人化に関する方針を設けています。方針に関するご質問は、国際ロータリーのクラブ・地区支援担当職員にお問い合わせください。

**損害賠償保険：**損害賠償保険は組織、従業員、またはボランティアの過失による損害賠償や訴訟から組織を守ります。地元の保険専門家に相談し、適切な補償額の保険に加入してください（最低でも対人・対物賠償責任を含む保険にするべきです）。米国の全ロータリークラブと地区は自動的に損害賠償保険に加入します。米国外のクラブと地区は自ら保険に加入する必要があります。場所に関わらず、青少年交換のホストファミリーも保険に加入して各種賠償責任から身を守るべきです。

**法的書類**また、ロータリー青少年プログラムでは未成年者の両親または法的保護者による書面での参加許可を義務づけることを推奨しています。これにより、一定の法的保護が得られ、両親または法的保護者が子どもの参加に同意していることが確認されます。

多国籍地区は、法人設立や賠償保険の加入に関して問題に直面することがあります。すべての地区は法律・保険専門家に相談すべきですが、特に多国籍の地区にとっては、専門家の助言を得ることが非常に大事です。

## 青少年の旅行

ロータリークラブと地区は、青少年が地元地域を離れて旅行する機会を提供することがあります。その主な例がロータリー青少年交換です。そのほかにも、インターアクターの研修旅行や国際RYLAなどが挙げられます。こういった経験は若い人たちの人生を豊かにするものですが、どのような旅行でも関係するロータリークラブと地区にはリスクが伴います。

最低でも、主催者は両親または法的保護者から書面による許可を取得し、プログラムの詳細を伝える必要があります。このような許可はEメールでもかまいませんが、地区がその他の書類提出を要求することもあります。地元地域から240キロメートル（150マイル）以上の距離を移動する場合、旅行の期間中、青少年プログラム参加者には、旅行を手配するクラブや地区にとって納得のいく補償額の、適切な保険をかけるべきです。補償内容

には緊急時の医療サービスや緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などが含まれます。

ただし、海外都市のロータリアンが青少年の受入や受入の手配を頼まれた場合など、海外のクラブまたは地区が青少年の旅行を手配する場合には、青少年交換の活動とみなされます。こういった活動には特定のリスクや責任が伴うため、地区の青少年交換委員会を通じて実施し、すべての参加クラブと地区はロータリー章典に規定されたロータリー青少年交換の認定条件を満たす必要があります。

## インターネットの安全性

特に青少年プログラムにとって、インターネットは非常に便利な手段となります。プログラムの周知、海外滞在中の友人や家族との連絡、ボランティアや参加者の情報の保管にも使えます。しかし、インターネットに伴うリスクもあり、これを参加者に知らせておくことが重要です。テクノロジーの変化は急速に起こるため、一つの方針でインターネット利用に関するさまざまな問題を網羅することはできません。各プログラムで潜在的なリスクを検討し、リスクに対処するための方針を作りましょう。以下のように、インターネット上の安全性の種類を分類し、インターネットの使用がボランティアや参加者の安全を損なうリスクがないかどうかを検討してください。

- **身の安全：**身体への害または危険がないこと
- **心理的な安全：**残虐性やハラスメントがないこと、過激な表現が含まれるコンテンツを意図せず閲覧してしまうことがないこと
- **評判と法的な安全：**社会的、学業上、職業上、法的な望まざる影響がないこと
- **アイデンティティ、財産、地域社会の安全：**個人情報や財産の窃取がないこと

オンラインデータの管理と利用法を定めたインターネット安全方針の作成により、リスクを特定し、リスク回避に必要な対策を立てることができます。例えば、インターネット上のコンテンツの大半がパブリックドメインにある現状の中で、参加者とボランティアの風評リスクや法的リスクを軽減するにはどうすればよいでしょうか。その方法のひとつとして、ソーシャルメディアの使い方の研修を行い、評判を損ない、危険性を高めるようなコンテンツ投稿によるリスクを指導することがあります。データ保護と未成年が関わるインターネット使用に関連した法律を調べ、参加者が法律を順守するように監督するのは、青少年プログラム実施者の責任となります。

学校を基盤とするインターアクトクラブについては、学校側が定めているインターネットの方針やコミュニケーションの方針を守りましょう。

## 危機管理

緊急事態はまれにしか起こりませんが、青少年プログラムの参加者がさまざまな天災、人災に見舞われる可能性があります。危機とは、まったく予期していない時に起こるものであり、即座の対応が求められるため、事前の準備が欠かせません。潜在的なリスクを特定し、危機管理の手順を前もって作成しておくことが大切です。

### 危機の種類

**事故:** 深刻な治療を必要とする交通事故、食中毒、住宅火災、転落事故など。

**暴力:** ジェンダー、民族、生き立ち、友人関係などを理由に、またはランダムに個人または集団をターゲットにする暴力的な言動。

**自然災害:** 世界には、山火事や津波、地震など、さまざまな自然災害の被害を受けやすい地域があります。

**政情不安:** 現政権の不安定性や、突発的な反乱や革命は、暴動などの暴力沙汰を引き起こすことがあります。

**疾患の発生:** エピデミック（伝染病の流行）は、異常な速さで広がる感染症の発生、パンデミック（世界的流行）は伝染病の世界的な蔓延を指します。

緊急事態にはさまざまな状況が考えられます。広範囲に影響を及ぼすことも、ある個人だけに直接的に影響することもあります。遠隔地、あるいは自分に関係した離れた場所で起こった危機の影響を受けることもあります。あらゆる危機に共通するのは、影響下にある人々にストレス、混乱、苦痛を与えるという点です。

すべての地区が危機管理計画を立てることを強くお勧めします。参加者が未成年である青少年プログラムではなおさらです。準備しておけば、何が起きてもロータリアンが効果的・効率的に対応でき、その影響を最小限にとどめ、関係者全員を安心させ、立ちなおることができます。地区で起こりうるさまざまな危機を検討し、対処手順を整えておきましょう。

**管理チーム:** 地区リーダー、クラブ代表者、緊急対応する人（危機管理の知識や経験のある人）からなる危機管理チームを設置してください。必ず、メンバーが各自の責務を理解し、連携方法を話しあっておきましょう。緊急連絡先、保険証書、保険証券など必要なあらゆるデータをメンバーが閲覧できるようにしておくことが重要です。青少年プログラムに関わる全員に、緊急時の連絡先を教える必要があります。

**コミュニケーション:** 情報の伝達と収集、更新の手順を決めておきましょう。状況によっては、参加者の両親または法的保護者、地区ガバナー、警察や児童保護局、国際ロータリー、大使館、保険会社に直ちに連絡する必要があります。

**手順:** 想定される緊急事態に対応するための具体的な手順を決めておくことが重要です。例えば、RYLA合宿の担当者がボランティアや参加者と一緒に火事などの災害時や緊急時にとるべき行動を確認する、災害時の避難所を指定する、最寄りの緊急医療機関を調べておく、必要な場合にプロの通訳が確保できるようにしておく、などが考えられます。

**メディアとのコミュニケーション:** メディア担当者を一人決めておきましょう。取材の要請には直ちに應對し、事実のみを提供します。インタビューは、ロータリアンの青少年プログラムの意義と安全性を伝える機会です。メディアから取材があった場合には、国際ロータリーに連絡して援助を得るようにしてください。

**費用:** 緊急事態が起きた場合、多額の費用を即座に支払わなければならないこともあります。危機が起きた場合の費用を支払う方法を決めておきましょう。地区の緊急基金を設立するのも一案です。

## 申し立てへの対応と事態解決のための措置

虐待またはハラスメントの申し立ては、いかなるものであっても深刻に受けとめなくてはなりません。法律と国際ロータリーの方針に従って迅速に対応してください。虐待やハラスメントの申し立てに対する地区の法的義務と手順について、弁護士に相談することをお勧めします。

**虐待やハラスメントの報告を受けた時は、中立的に、責任をもって対応することが非常に重要です。**

- 注意深く耳を傾けます。報告者を励まし、強い感情（恐れや不信感など）を表さずに相手の話を聞きましょう。
- 事実を聞き出すようにします。ただし、中立的な立場を保ち、「なぜ」といった質問は避けてください。相手や被害者の動機を疑っていると思われる可能性があります。
- 報告を聞きながら、またはその直後に申し立てを文書に記録します。参加者の言葉を使い、報告日時も含めて詳細に記録してください。

ロータリアンの多くは、虐待やハラスメントの申し立てに関する法律の専門家ではなく、その深刻さを判断する訓練を受けているわけでもありません。このため、申し立てが犯罪行為にあたるかどうかをロータリアンやボランティアが判断すべきではなく、青少年保護当局や警察に任せるべきです。本人の安全を確保してから、適切な青少年保護当局または警察にすべての申し立てを直ちに報告します。

**青少年プログラム参加者から虐待やハラスメントの申し立てを受けたロータリアンやその他のボランティアは、必ず申し立てを正しく報告しなければなりません。**

- 直ちに行動を起こして参加者の無事と健康を確保し、必要であれば医者または精神科医の診察を受けさせてください。
- 虐待やハラスメントのすべての申し立てを、適切な法執行機関（児童保護課、社会福祉課、警察など）に直ちに報告し、調査を行ってもらいます。報告が法律で義務づけられている国もあります。
- 虐待やハラスメントの申し立てがあった場合は、地区青少年保護役員や地区ガバナーなど、地区の方針に従って指定されたロータリアンに通知してください。すべての成人ボランティ

ア、青少年とその両親または法的保護者に、このロータリアンの連絡先を伝えておいてください。

- 問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされるいかなる人も、すべての青少年参加者との一切の接触を断つようにしてください。
- すべての申し立てや深刻な事態（入院に至る事故、犯罪、早期帰国、死亡）について、その事実を知ってから72時間以内にRI本部に報告してください。直ちに通知を行うことで、ロータリーの方針に沿って適切に対処し、相手地区への連絡を行うことができます。地区が事態の全容を確認できていなくても、72時間以内に報告書を提出してください。

**独立した徹底調査を行う際には、青少年の安全、および被害者と被疑者双方のプライバシーを守ってください**

- 警察や児童保護当局に十分に協力します。調査の妨害としてはなりません。
- 社会福祉課に相談し、対応方法や、虐待・ハラスメント被害者の支援団体があるかどうか聞いてみましょう。青少年本人の利益を代表する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーをつけることを検討してください。そのようなカウンセラーとなれる人を、地元福祉課や警察に推薦してもらおうとよいでしょう。
- 青少年の両親または法的保護者に、申し立ての内容と対応策について連絡してください。青少年が希望すればプログラム参加を続行できますが、その場合は、両親または法的保護者から参加続行の承認を書面でもらうことをお勧めします。
- 時に、ある行為を学生が不快に感じて、その行為が法律でハラスメントと定義されなければ、警察が捜査しないことがあります。しかし、相手が不快に感じる性的、暴力的な行為、相手を悩ませる行為はいかなるものであれ不適切な行為です。不適切な行為をやめさせ、再発を防止してください。行動のパターンを探るため、すべての告発と、あらゆる目撃者およびその他の当事者の見解、問題解決のために行った対応をすべて記録するようにしてください。
- 青少年交換学生が留学中に申し立てを行った場合、留学国に引きつづき滞在するか、帰国するかどうかは、学生とその両親または法的保護者が決定すべきです。留学国にとどまる場合、両親が法的保護者から書面による承認を得てください。帰国する場合は、帰国便を手配する前に警察に相談してください。調査中の場合、警察が学生の出国を認めないことがあります。
- 噂話や非難は避けてください。法律や地区の指針により報告が義務づけられている人以外には、守秘義務を守り、申し

立てについて話さないことが重要です。憶測や個人的見解は控えてください。警察による調査や犯罪捜査の妨げとなり、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」およびロータリーの理念に反します。また、被害者や被疑者に対するコメントは、申傷または名誉棄損の訴えにつながる恐れがあります。

申し立てを行った後、青少年は恥じらいや困惑を感じるものです。引きこもりがちになり、プログラムに参加し続けることに対して複雑な心境になるでしょう。例えば、申し立てを行った青少年交換学生は、交換を続けたくても、受入クラブとの関係を保ちたくないと考えられるかもしれません。ロータリアンやボランティアが青少年の心境を把握するのは難しい場合がありますが、安心感や信頼を与えてあげることが大切です。

避けるために必要な修正を加えてください。このような審査は、ガバナー、および必要であれば地区調査委員会の監督の下で行うべきです。

#### 調査の終了後、再発を防ぐために地区の青少年保護方針を見直す必要が生じることもあるでしょう。

- クラブは、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪判決を受け、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンも、その会員身分を終結しなければなりません。ロータリアンではない人の場合は、ロータリー青少年プログラムでの活動を一生禁じてください。
- 警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査をしなかった場合、告発された人は地区の裁量でボランティアとして復帰させることもできます。ただし、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年の両方を守るために、さらなる保護措置を講じる必要があります。
- 申し立ての内容によっては、告発されたボランティアの役割を制限する、または停止するという措置が考えられます。例えば、クラブと地区は、そのボランティアの行動をほかのボランティアが監視し、さらに禁止事項を追加すべきかどうか判断するという条件をつけることができます。各地区は、地元における青少年保護基準や、地元の他の青少年団体の方針を確認するなどして、必要な保護措置を決定してください。
- 復帰は権利ではなく、復帰できるという保証はありません。その後、同じ人に対して性的虐待やハラスメントの申し立てがなされた場合、刑事告訴に至らなくても、その人は青少年と接することを禁じられます。
- 地区は、青少年の保護と安全が最優先事項となっていることを常に確認する必要があります。地区およびロータリーの全方針が順守されているかどうかを調べ、将来的な問題を



## 地区青少年保護方針の見本

効果的な青少年保護方針をつくり、これを導入することは、ロータリー青少年プログラムの参加者を守ろうとする地区の姿勢を明確に表すものである。本文書は、あらゆる青少年プログラムに関して、地区方針の基本的な枠組みを定めたものである。青色のセクションは、ロータリー青少年交換の認定条件に従っている。地区が青少年交換の参加資格認定を受けていない場合、これらの項目は削除すること。

下の文書をクリックし、地元の事情および法律に合わせて方針を修正して使うこと。

### 第\_\_\_\_地区 青少年保護方針

#### 1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

第\_\_\_\_地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

#### 2. 定義

ボランティア: 監督者の有無に関わらず、ロータリーの青少年活動で青少年と直接の接触を持つすべての成人のこと。

青少年交換では、ボランティアには以下の人が含まれる: クラブおよび地区の青少年交換役員と委員、ロータリアンのカウンセラー、活動や外出において生徒と行動を共にする、または生徒に同行するロータリアンおよびその(非ロータリアンである)配偶者。ホストファミリーの親(ホストペアレント)や、その兄弟姉妹とその他の家族など、同居している成人のホストファミリー。

青少年プログラム参加者: 未成年・成人を問わず、ロータリー青少年プログラムに参加する者。

#### 3. 法人化と損害賠償保険

第\_\_\_\_地区/地区の青少年プログラム\_\_\_\_は、\_\_\_\_\_と称する独立した法人の一部である。この法人は、\_\_\_\_\_に、\_\_\_\_\_国/都道府県の法令に基づき設立され、現在有効に存在する。

第\_\_\_\_地区/地区の青少年プログラム\_\_\_\_は適切な補償額と限度額を備える損害賠償保険に加入している。この保険は、当法人、その従業員またはボランティアの過失を主張する第三者からの請求および訴訟から当法人を保護する。

#### 4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年活動の監督および管理を行う責任を負う。第\_\_\_\_地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

ロータリー青少年交換に参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- クラブが第\_\_\_\_\_地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
- 申込書、面接、身元保証人の照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止するという確認
- パンフレット、申込書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
- 地元の支援団体や支援サービスの一覧(レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連する自治体当局、地域の支援サービス、民間サービスなど)
- クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

## 5. ボランティアの選考と審査

青少年との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメントを自ら認め、または有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたあらゆるボランティアに対して、会員になることも参加することも禁じている。

性的虐待またはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた場合は、青少年プログラムのボランティアとして復帰を申請できる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年交換ボランティア(ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む)は以下を行わなければならない。

- ボランティア同意書を提出。
- 犯罪歴調査を受ける(地元の法令および慣習による)。
- (できれば直接)個人面接を受ける。
- 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する(身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないことが推奨されている)。
- 国際ロータリーと地区の青少年交換プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の選考基準と審査基準を満たしていなければならない。

- 適性を審査するための総合的な面接を受け、以下を示す。
  - 学生の身の安全と安全確保に力を入れること
  - 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理想と一致していること
  - 学生に対する十分な宿泊設備(部屋と食事)を提供できる経済力があること
  - 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること
- 申請書に記入する。
- 学生の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受け入れること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注:ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを1名割り当てなければならない。また、カウンセラーは、以下の条件も満たさなければならない。

- カウンセラーは、学生のホストファミリーの一員であってはならない。また、カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていないほうがよい(例えば、校長、クラブ会長、地区青少年交換委員長など)。
- カウンセラーは、肉体的、性的、または精神的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

## 6. 参加者の選考と審査

第\_\_\_\_地区青少年交換プログラムへの参加に興味があるすべての学生は、地区の指針を満たさなければならず、かつ、以下を行わなければならない。

- 申請書に記入する。
- クラブおよび地区レベルでの面接を受ける。
- クラブと地区のすべてのオリエンテーションと研修に出席し、参加する。

また、学生のプログラム参加の適性を判断するため、青少年交換プログラム参加者の両親または法的保護者もすべて、クラブおよび地区レベルでの面接を受けなくてはならない。

## 7. 研修

第\_\_\_\_地区とそのクラブは、青少年保護研修および青少年プログラムに関する情報を提供することがある。\_\_\_\_が研修セッションを実施する。

第\_\_\_\_地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。\_\_\_\_が研修セッションを実施する。第\_\_\_\_地区は、以下を行う。

- 地区の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な義務事項を考慮の上、「ロータリー青少年保護手引き」を適宜、修正して利用する。
- 研修の出席者、頻度、手法を盛り込んだ研修スケジュールを組む。
- 以下の青少年交換プログラム関係者に対し、それぞれ特化した研修を行う。
  - 地区ガバナー
  - 地区青少年交換役員および委員
  - クラブ青少年交換役員および委員
  - ロータリアンのカウンセラー
  - 青少年交換活動(地元ツアーや地区行事など)に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人
  - ホストファミリー
  - 学生(派遣学生と受入学生)
- 方針への遵守を確認するため、参加記録をつける。

## 8. 申し立てへの対応と事態解決のための措置

第\_\_\_\_地区は、あらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針に従って対応する。

警察機関、児童保護局、法的調査機関すべてに協力し、独自に審査を行う際は、公式な調査を妨げない。

第\_\_\_\_地区は、ファイル、方針、申し立ての定期的な評価と審査を実施するために、青少年保護役員または地区調査委員会を任命することがある。

## 9. 青少年の旅行

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、青少年保護方針に従わなくてはならない。

第\_\_\_\_地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅行に関して、出発前に以下を行う。

- プログラム参加者の両親または法的保護者から書面による許可を得る。
- 両親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
- 家から 150 マイル(240 キロメートル)以上の距離を移動する場合は、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険にプログラム参加者が加入していることを確認する。

青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、第\_\_\_\_地区は学生の両親または法的保護者から書面による許可を得るものとする。

通常は青少年交換プログラムの一環としては行われないその他のあらゆる青少年交換学生の旅行については、主催者は以下を行わなければならない。

- 第\_\_\_\_地区から事前に許可を得る。
- 受入先の地元地域外に旅行することに対する、両親または法的保護者からの書面による許可を得る。
- 場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先などの旅行に関する詳細を、両親または法的保護者に伝える。

#### 10. 第\_\_\_\_地区青少年交換プログラムの運営

第\_\_\_\_地区青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない。

- すべての来訪学生がロータリー章典の規定を満たす、または超える保険に加入していることを確認する。第\_\_\_\_地区の条件は以下の通り。
  - [保険の最低条件を記載]
- プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後\_\_\_\_年間、\_\_\_\_[保管場所を記載]に参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
- 地域内の支援団体や支援サービスの一覧(レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、地域の支援サービス、民間サービスなど)を各学生に提供する。このリストには以下の地区およびクラブの連絡先を含めなくてはならない。
  - 来訪学生に: ロータリアンのカウンセラー、受入側のクラブ会長、受入先の地区青少年交換委員長、および受入先の地区ガバナー
  - 派遣学生に: ロータリアンのカウンセラー、派遣側のクラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー
- どのような問題でも学生の力になってくれる、窓口となる最低2名のノンロータリアン(非会員)の氏名と連絡先を各学生に教える。男女各1名以上(互いに関係を持たない)とし、ホストファミリーまたはロータリアンのカウンセラーと密接なつながりを持たない人とする。
- 交換プログラムが開始する前または開始直後に、受入プログラム参加者のデータを RI(国際ロータリー)に提出する。
- 緊急時 24 時間対応の電話番号を学生に提供する。
- 青少年交換学生が関わるすべての深刻な事態(虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡)について、72 時間以内に RI 青少年交換担当職員に報告する。
- 地区青少年交換プログラムの枠組み外で学生を派遣することを禁止する(「裏口交換」)。
- 学生をホストファミリーから引きはなし、一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する際の基準と手順を設けておく。
- 審査済みの緊急用の家庭など、臨時受入態勢を整えておく。
- すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブ会員に対し、来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
- 長期プログラムの参加者には複数のホストファミリーを手配するようにする。長期の場合、プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。
- プログラム実施後、学生とホストファミリー両方の評価を実施する。
- 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員長は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

## 国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006年11月、RI理事会により承認





## 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

下の文書をクリックして、地元および法令上の事情に合わせて方針をアレンジして使うこと。

青色のセクションは、ロータリー青少年交換の認定条件に従っている。地区が青少年交換の参加資格認定を受けていない場合、これらの項目は削除すること。

### 第\_\_\_\_地区 虐待・ハラスメントの申し立て報告に関する指針

第\_\_\_\_地区は、あらゆる青少年交換プログラム参加者の身の安全と健康を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

#### 定義

**精神的または言葉による虐待:** 他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

**肉体的虐待:** 痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

**放置(ネグレクト):** 青少年の福利に必要なとされる食事、住居、医療を提供しないこと。

**性的虐待:** 単独または同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、強制的に間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。成人と未成年者の間におけるいかなる性的行動も性的虐待とみなされる。性的虐待の例には、のぞき見の行為、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

**性的ハラスメント:** 同意したくない、または同意できない相手に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは身体的言動。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なづけたりするために用いられる場合がある。性的ハラスメントには次のような例がある。

- 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- 性的な性質を持つ言葉による虐待
- 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- 性的な示唆を含む目線や口笛
- 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的行動
- 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、および性的示唆や侮辱を含む言葉

## 申し立てへの対応

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

注意深く耳を傾け、冷静に対処する。虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を励ますが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。

プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える。事態に歯止めをかけ、他の人々にも同様の事が起こらないよう、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。

事実を収集する際、尋問のように問いただすことはしない。何が起こり、誰がそうしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っているかのようにとられかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人の責務は、この情報を適切な当局に報告することであることを忘れない。

中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える。起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、そして、この件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝えて、安心させる。

申し立てを記録する。できるだけ早く会話を書面に記録する(会話の日付や時間を含む)。青少年が使った言葉を用いて、青少年が話した通りに記録する。

## 申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

### 1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を退避させ、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。

### 2. 適切な当局に申し立てを報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、必ず、直ちに[適切な法執行機関をここに記入]に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡して事態解決のための措置を取る。虐待やハラスメントの申し立てに関する尋問はすべて法執行機関に委ねなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている\_\_\_\_\_である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは\_\_\_\_\_がロータリー内での最初の連絡先となる。

第\_\_\_\_\_地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

第\_\_\_\_\_地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない法令上の要件を以下に特記する。

o [関連したポイントを挙げる]

### 3. 告発された人を青少年と接触させない

第\_\_\_\_地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人物に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について問題を報告した、または申し立てを行った場合には、正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引きはなすこと。そうした方がよい場合は、事前に審査済みの臨時の宿泊施設に学生を移動させる。

### 4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、申し立てについて誰にも口外しないこと。調査の間は、被害者と告発を受けた人の双方の権利が守られるように注意する。

第\_\_\_\_地区は、告発を受けた人のプライバシー（機密情報ではない）を保つために以下の手順を実施する。

- [適切な手順をここに記載]

### 5. 事態の解決を図る

申し立てがあったら地区役員は 72 時間以内に国際ロータリーにその旨を報告し、現状報告を行う。

第\_\_\_\_地区は必ず、プログラム参加者の両親または法的保護者に連絡し、本人の利益を代表する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを青少年につける。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が得られない場合、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更するために、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。地区調査委員会は申し立ての正当性を判断する責任を負わない。そういったことは青少年保護当局職員や訓練を受けた法執行官にしかできないものである。

法執行機関の調査により申し立てに犯罪性がないことが判明した場合、地区ガバナーは告発された人に連絡する責任を負う。この任務は地区青少年保護役員または地区調査委員会に委任してもかまわない。

第\_\_\_\_地区は、不適切な行動のパターンを特定し、それに対処するため、不適切な行動に関するあらゆる告発および問題解決のために行った対応を記録しておく。





下の文書をクリックし、法律や地元の事情に合わせて本方針に修正を加えてください。

**留意事項:** 法律を順守していることを確認するため、法律専門家が本書式の内容を確認する必要があります。

## 第\_\_\_\_\_地区青少年プログラム ボランティア申込書

第\_\_\_\_\_地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努めています。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任があります。

この情報は、当ロータリー地区が身元調査のために外部機関に提供する場合があります。また、身元調査書の入手を申込者本人に要請する場合があります。

### 申込者に関する情報

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ Eメール \_\_\_\_\_

現住所に居住してどれくらいになりますか？ \_\_\_\_\_

(5年未満の場合、添付書類に前住所をご記載ください)

主要電話番号: \_\_\_\_\_ その他の電話番号: \_\_\_\_\_

政府発行の身分証明: \_\_\_\_\_

(マイナンバー、運転免許証や保険証の番号など)

生年月日(日/月/西暦年): \_\_\_\_\_

### 同意事項

本申込書およびあらゆる添付書類に記載された事項はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、審査に不利に働くような情報を隠していないことを私はここに保証します。暴力、性的虐待やハラスメント、またはその他性的犯罪の有罪判決を受けた人、およびそのような嫌疑を受けたことがある人を第\_\_\_\_\_地区はボランティアとして受け入れないことを、私は理解しています。

第\_\_\_\_\_地区が、以前の雇用主や身元保証人に連絡すること、かつ、私が提出した正式に認証された公の記録を確認し、警察などの公の記録(道交法違反歴や犯罪歴を含む)を調べて本申込書の記載情報を確認することを許可します。この情報は、私のボランティア適性を判定するため使われることを理解しています。また、ボランティアを務める期間中、いつでもこの情報の再確認が行われる可能性があることを理解しています。私の犯罪歴が閲覧される機会があることも理解しています。

## 権利放棄(免責事項)

ロータリー青少年プログラムへの採用および参加を約因として、本申込書と関連した身元調査、それと関連した行為、またはその情報により、被免責者による過失により生じる、または私が被るもしくは請求する以下の賠償責任を含む、いかなる請求、損失、損害、損害賠償、費用、身体的傷害、または死亡に対する責任についても、プログラムに参加するロータリークラブ、ロータリー地区、多地区合同組織、およびそれらの会員、役員、理事、委員、代理人、従業員、ならびに国際ロータリー、その理事、役員、委員、従業員、代理人、および代表者(「被免責者」)を、私は法の許す限りでここに免除し、防御し、損害を与えず、免責します。

国際ロータリー、第\_\_\_\_\_地区の青少年プログラム、およびその関係者の定める規則、規定、および方針に従うことに完全に同意します。

暴力犯罪、児童虐待またはネグレクト、児童ポルノグラフィ、児童誘拐、レイプ、またはその他性的犯罪の有罪判決も告発も受けたことがなく、それらに関して精神または心理的な治療を受ける命令を裁判所から受けたこともないことを私はここに確約し、表明し、保証します。

本合意書のいかなる規定であれ違法または執行不能とみなされた場合、残りの規定は完全な効力を持ちつづけるものとします。本申込書に署名することで、私は本申込書を読み、その内容を完全に理解していることを認めます。

申込者の署名 \_\_\_\_\_

記名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

## その他の情報

希望する役割/役職: \_\_\_\_\_

ロータリークラブの会員ですか?  はい  いいえ

会員の場合、所属クラブ名と入会年を記入してください: \_\_\_\_\_

**職歴(過去5年間。必要であれば別紙を添付してください)**

現在の勤務先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 肩書き \_\_\_\_\_ Eメール \_\_\_\_\_

入社日 \_\_\_\_\_ 上司の氏名 \_\_\_\_\_

以前の勤務先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_ 都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ 役職 \_\_\_\_\_ Eメール \_\_\_\_\_

入社日 \_\_\_\_\_ 上司の氏名 \_\_\_\_\_

**ロータリーでの青少年活動の経験(必要であれば別紙を添付してください)**

ロータリーの青少年プログラムで何らかの役割を担ったことがありますか?  はい  いいえ

「はい」の場合、以下に記入してください。

地区 \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_ 年数: \_\_\_\_\_ 地区: \_\_\_\_\_

クラブ: \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_ 年数: \_\_\_\_\_ クラブ: \_\_\_\_\_

その他 \_\_\_\_\_

役職: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_\_ 行事または組織名: \_\_\_\_\_

**青少年関連のボランティア経験（過去 5 年間。必要であれば別紙を添付してください）**

組織名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_ 都道府県： \_\_\_\_\_ 市区町村： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 役職： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_ 担当責任者名： \_\_\_\_\_

組織名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_ 都道府県： \_\_\_\_\_ 市区町村： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 役職： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_ 担当責任者名： \_\_\_\_\_

**身元保証人（親族を除く。元／現ロータリー会員は 1 名まで）**

1.氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_ 都道府県： \_\_\_\_\_ 市区町村： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 本人との関係： \_\_\_\_\_

2.氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_ 都道府県： \_\_\_\_\_ 市区町村： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 本人との関係： \_\_\_\_\_

3.氏名： \_\_\_\_\_

住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_ 都道府県： \_\_\_\_\_ 市区町村： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_ 本人との関係： \_\_\_\_\_

## 資格・教育

この役割／役職に関して、どのような資格や研修経験がありますか？

## 犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で嫌疑をかけられたか、有罪判決を受けたか、罪状を認めたことはありますか？  はい  いいえ
2. 性的、身体的、または言葉による虐待について、家庭内暴力や迷惑行為差止命令、保護命令など、裁判所命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）をこれまでに受けたことがありますか？  はい  いいえ

1 または 2 で「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。また、それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市区町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

## 地区使用欄

\_\_\_\_\_ 身元保証人の照会担当者 \_\_\_\_\_  
日付 氏名

\_\_\_\_\_ 身元保証人の照会担当者 \_\_\_\_\_  
日付 氏名

\_\_\_\_\_ 身元保証人の照会担当者 \_\_\_\_\_  
日付 氏名





補遺資料D

## 参考資料

\*以下の資料はすべて英語となります。

**Advocates for Youth (青少年を守る人たち)**

[www.advocatesforyouth.org](http://www.advocatesforyouth.org)

青少年の権利および青少年団体の責任についての出版物。

**Centers for Disease Control and Prevention (アメリカ疾病対策センター)** [cdc.gov](http://cdc.gov)

青少年団体のための虐待防止に関する資料。

**International Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect (世界子ども虐待防止学会)** [www.ispcan.org](http://www.ispcan.org)

17ヵ国における提携組織の連絡先や検索可能な世界の出版物のリストを含む、虐待防止に関する情報源。

**Sexual Violence Research Initiative (性的暴力研究イニシアティブ)** [www.svri.org](http://www.svri.org)

性的暴力に関する国別の情報および統計。

**ユニセフ (国連児童基金)** [www.unicef.or.jp/](http://www.unicef.or.jp/)

青少年の権利の保護に関する情報や、青少年が自分たちの世界に影響を与える問題について学ぶ手助けするためのVoices of Youth (若者たちの声) イニシアティブ。

**WHO (世界保健機関)** [www.who.int](http://www.who.int)

Preventing Violence: A Guide to Implementing the Recommendations of the World Report on Violence and Health (暴力の予防: 暴力と健康に関する世界報告書の推奨を实践する手引) など、世界中で起こる性的虐待やその防止についての研究。

### オーストラリア

**Australian Institute of Family Studies (オーストラリア家族問題研究所)** [aifs.gov.au/cfea/](http://aifs.gov.au/cfea/)

虐待防止についての資料へのリンク。

### 英国

**Keeping Children Safe (子どもたちを安全に)**

[www.keepingchildrensafe.org.uk](http://www.keepingchildrensafe.org.uk)

国際的な研修資料など、児童虐待予防に関する情報。

### 米国

**National Center for Missing and Exploited Children (全米行方不明・被搾取児童センター)** [www.missingkids.org](http://www.missingkids.org)

児童保護および犯人に対する正当な裁きに関する出版物。

**National Center for PTSD (心的外傷後ストレス障害全国センター)** [www.ptsd.va.gov/public](http://www.ptsd.va.gov/public)

米国退役軍人省による子ども時代の性的虐待の影響に関する、両親および青少年プログラム主催者向けの情報。

**Nonprofit Risk Management Center (非営利リスク管理センター)** [www.nonprofitrisk.org](http://www.nonprofitrisk.org)

ボランティア主体の青少年団体向けの資料など、非営利団体向けのリスク管理に関する情報全般。

**WINGS Foundation (WINGS財団)** [www.wingsfound.org](http://www.wingsfound.org)

子ども時代に性的虐待を受けた大人の生存者とその家族に関する全米・地元の情報。

本手引きに関するご質問やご意見がある場合は、以下にご連絡  
ください。

Rotary International  
Programs for Young Leaders  
One Rotary Center  
1560 Sherman Avenue  
Evanston, IL 60201-3698 USA  
Eメール: [youthprotection@rotary.org](mailto:youthprotection@rotary.org)  
電話: +1-866-976-8279

